

# 商品概要説明書

## 変動金利定期貯金<複利型>

(2019年10月1日現在)

商品名	・変動金利定期貯金<複利型>												
ご利用いただける方	・個人のみ												
期間	・3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
預入方法													
(1) 預入方法	・一括預入												
(2) 預入金額	・1円以上												
(3) 預入単位	・1円単位												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
利息													
(1) 適用金利	・預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月もの指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。												
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。												
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算します。												
(4) 税金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。												
(5) 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手数料	一												
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 約定した預入期間が3年の場合 <table> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、②および⑥の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>	① 6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率	② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%
① 6ヶ月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%												
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%												
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%												
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%												
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%												
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または信用部（電話：055-223-9631）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）      東京弁護士会（電話：03-3581-0031）      第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）      第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A山梨みらい